

令和2年 第13回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年11月27日(金) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

- 事務局長 菊地 一彦
 事務局次長 西村 眞徳
 事務局 菊池 誠晃、新田 温乃

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 2件

議案第60号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(所有権移転) 3件

議案第61号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

(利用権貸借) 6件
報告第12号 農地法第18条第6項の規定による届出等について 1件

第4 協議・連絡事項

- ・遊休農地の利用意向調査について
- ・農業委員会だよりの発行について
- ・農業委員会新年会の開催について
- ・第1回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和2年第13回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は19名中、19名で総会成立の定足数に達しております。

それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは議事録署名人に「12番、長岡 由紀委員」、「13番、比企義一委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。
議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。

番号27、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第58号、番号27について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「167㎡」、外1筆、計「275㎡」、3条有償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「遠方に在住しており、農業に従事することが困難な状況であるため双方合意により売買する」。譲受人は「農地を譲り受け、経営規模を拡大したい」であります。

譲受人の経営面積「55.3a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5番 売り手の方は遺産相続により、お姉さんから兄弟3人に譲られた土地です。まあ、書いてあるとおり、遠方に住んでおり、とても農地としてやっていくには無理だと思います。また向灘の「〇〇〇〇」さん、3ヘクタール近く作っておられる農家です。何も問題は無いと思います。

よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号28、事務局の説明を求めます。

事務局 番号28について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,260㎡」、外18筆、計「15,489.26㎡」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「農業者年金受給のため、後継者に農地を贈与したい」。譲受人は「父の農地を譲り受け、農業経営を行いたい」であります。

譲受人の経営面積「75.1a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

10番 「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは親子関係で、「〇〇〇〇」さんが〇〇〇〇ということで、農業者年金受給の関係で「〇〇〇〇」君に経営移譲するという案件でございます。「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇で、5年前くらいに元々〇〇〇〇だったんですけど退職して、就農して農業を始めております。今では若手のリーダー的存在で、バリバリがんばっている方でございます。何ら問題は無いと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程致します。

事務局

番号 12、事務局の説明を求めます。

議案第 59 号番号 12 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「242 m²」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「無職」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「住宅用地」、転用理由、「現在、〇〇〇〇で社員住宅に住んでいるが、子供も成長し手狭となったので、申請地を譲り受けて、住宅を新築したい」とのことです。

参考資料の 1 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあたります。

このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、「第三種農地」となります。この第三種農地の転用は同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件の仕様等に、特段問題がなければ許可できるものと考えます。

参考資料の 2 ページから 4 ページに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載しておりますのでご確認ください。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

14 番

譲渡人の「〇〇〇〇」さん、現在〇〇〇〇くらいなんですが、元々この畑、5,6 年前まで野菜を作っておられたんですけど、体調が悪くてもうできないということで、仲介業者さんの方に売りたいということで、譲受人の「〇〇〇〇」さんがこの土地を購入し、家を建てたいということで、仲介業者さんと話がまとまったようです。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 13、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 59 号番号 13 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「77 m²」、外 1 筆、計「187 m²」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、
「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「建売住宅用地」、転用理由、「申請地周辺は、住宅地として購入希望者が多いことから、土地を取得して建売住宅を建築し販売したい」とのことです。

参考資料の 5 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあたります。

このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、「第三種農地」となります。この第三種農地の転用は同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件の仕様等に、特段問題がなければ許可できるものと考えます。

参考資料の 6 ページから 8 ページに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載しておりますのでご確認ください。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5 番

この案件は、先ほど報告しましたお姉さんの相続によって兄妹 3 人の方が取得された農地であります。つい先日、農地転用ということで、現地確認と近所の農家の人に話を聞きにいつてきましたので報告します。近所の農家の方の話では、やはり皆さん遠方なので、農地を維持していくのは難しいだろうという話です。また、「近所で何か問題ありますか」と聞いたんですけど、近所の農家の方も「別に問題はありません、農地転用かまいませんよ」という話でした。また、現地を確認しましたが、2 面が宅地に挟まれています。なかなか農地として

今後運用していくのは難しいだろうと私は思いました。

以上です。よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 60 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程致します。

番号 81、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 60 号について説明します。

番号 81、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「453 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「1,242.4 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

13番 「〇〇〇〇」さん、ご高齢で地区外なので、農地を処分したいということと、元々この農地、別の方が作っていたんですが、数年前から農業辞めておられて、その遠い親戚にあたります「〇〇〇〇」君が近所も作っているということで、作るようになりました。面積的にちょっと広いなと思われませんが、海外からも〇〇〇〇に自分で研修生を面接行ったりとかして、〇〇〇〇の方からも来ておりますので労働的にも問題ないと思います。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 82、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 82、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「734 m²」、外 3 筆、計「2,976 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「253.8 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

16番 「〇〇〇〇」さんはもうずっと若い頃から勤められていて、14,5 年前までは親と一緒に作っておられたんですが、それから「〇〇〇〇」さんにあてられて、今回売買する運びになりました。「〇〇〇〇」さんは親も元気です。現在一緒に農業をしておられます。
よろしくお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 83、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 83、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「653 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「108.6 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18番 「〇〇〇〇」さんは今年の 4 月まで農業をしていたんですけど、体調不良のため、農業を辞めました。「〇〇〇〇」さんは、親子 2 代で順調に農業経営をやっております。この園地につきましては、隣接する農地であることから、購入することとなりました。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 61 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」を上程致します。
番号 215 から 216 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 61 号、番号 215 から 216 まで、一括して説明致します。
番号 215、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「459 m²」、外 1 筆、計「775 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「1,242.4a」、期間「9年2ヶ月」。

番号216、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「268㎡」、外5筆、計「7,824㎡」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「1,242.4a」、期間「20年1ヶ月」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

13番 番号215・216ですが、番号215「〇〇〇〇」さん、この方農業やっておきませんので、実際数年前は、別の人があたっていたんですが、その人が病気になりまして、農業できなくなったので、先ほどもでました「〇〇〇〇」君があたるようになりました。市道のすぐ横なので、荒らすにはもったいないということであたるようになりました。

番号216ですが、「〇〇〇〇」さん、別の仕事をしていまして、年齢的にも〇〇〇〇ということで、山をようやらないということで、「〇〇〇〇」君、耕作地の隣接地なので、自分が作るということになりました。ここも面積広いですが、自分で造成して苗とか植えていますので、仕事の的にも問題ないと思います。

よろしくお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号217から219まで、一括して事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号 217 から 219 まで、一括して説明致します。
番号 217、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,082 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「1,242.4a」、期間「10 年 1 ヶ月」。
番号 218、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,361 m²」、外 1 筆、計「2,344 m²」。新規の使用貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「1,242.4a」、期間「10 年 1 ヶ月」。
番号 219、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,133 m²」、外 1 筆、計「2,512 m²」。新規の使用貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「1,242.4a」、期間「10 年 1 ヶ月」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 16 番 番号 217・218・219 についてまとめて説明します。
この園地は 3 筆とも何年も前から「〇〇〇〇」さんが作られていました。今回正式に、農業委員会を通すということです。借り手の「〇〇〇〇」さんの経営については、先ほど説明がありました。年齢は「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。
よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 220 は再設定の案件となっています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 220 については再設定の案件となっています。
番号 220、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「301 m²」、外 4 筆、計「2,584 m²」。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「100.5a」、期間「11 年」、賃借料「〇〇〇〇」。
説明は省略します。
以上です。

議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議 長 220 番を承認することに、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、報告第 12 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第 12 号について説明します。
番号 45、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「453 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
解約の理由「他の者と売買契約を締結するため」であります。
以降の案件については説明を省略します。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時05分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年11月27日

会 長 大 本 定 一

議事録署名人 長 岡 由 紀

議事録署名人 比 企 義 一